

新潟交通株式会社 ICカード乗車券取扱規則

第7条 (取扱路線)

「りゅうと乗車券」の取扱路線は新潟交通株式会社・新潟交通観光バス株式会社・県内高速バス共同運行会社が運行するバス路線のうち、当社が指定する路線とします。ただし一部路線(「別表2」に定めるもの)についてはご利用いただけません。

第8条 (制限事項等)

- 1回乗につき、2枚以上の「りゅうと乗車券」を同時に使用することはできません。
- 偽造、変造または不正に作成された「りゅうと乗車券」を使用することはできません。

第9条 (制限または停止)

1. 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは次に掲げる制限または停止をすることがあります。
 - (1) 販売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止。
 - (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法もしくは乗車するバスの制限。
2. 本条に基づくサービスの制限または停止に対し当社はその責めを負いません。

第2章 基本事項

第10条 (ICカードの所有権)

1. 「りゅうと乗車券」を使用するICカードの所有権は当社に帰属します。ただしカードの貸与時には通常同時に金銭的価値を付加するため、以降「発売」という表現とします。
2. 「りゅうと乗車券」が不要になった時及びその「りゅうと乗車券」を使用する資格を失った時は「りゅうと乗車券」を返却しなければなりません。
3. 当社の都合により、予告なく発売した「りゅうと乗車券」を交換することがあります。

第11条 (りゅうと乗車券の発売条件)

「りゅうと乗車券」は原則として個人限定カードとします。よって基本的に個人で複数のカードを所持することはできません。(ただし当社が認めた場合を除きます。)また発売時には所定の用紙に必要事項を記入し、「りゅうと乗車券」に個人データを記録することに同意の上発売いたします。ただし「一般カード」無記名式を希望される場合はこの限りではありません。

第12条 (個人情報の取扱い)

1. 利用者が記名式の購入、または無記名式から記名式への変更を申し込むときに提出した個人情報は、当社が管理します。
2. 当社は、取得した個人情報を次の目的で利用します。
 - (1) 記名式の購入・変更・解約・再発行等の申込内容の確認
 - (2) 当社から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 3. 統計情報の基礎資料として利用する場合等、個人を特定できないように修正した上で使用する場合があります。
4. 当社は、取得した個人情報を、第2項の範囲内で、第7条に定める交通事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。
5. 記名式の購入希望者または変更希望者が、前各項に同意しないときは、記名式の発売もしくは記名式への変更を行いません。

第13条 (デポジット)

1. 当社は「りゅうと乗車券」を発売する際に「デポジット(預り金)」として「りゅうと乗車券」1枚につき500円を受取します。

口(委託販売所を除く)で券面表示の再印字を請求することができます。(ただしカード裏面の刻印番号は再印字できません。)

第36条 (運賃の減算)

1. 「りゅうと定期券」を使用し券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は(乗り越し)として取扱い別途乗車区間の普通運賃相当額を受取します。
2. 有効期間の開始前及び有効期間の終了日以降は、定期券の効力はなく「りゅうと」として乗車区間に対する普通運賃を受取します。

第37条 (無効となる場合等)

- 「りゅうと定期券」は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。預っているデポジット(預り金)は返却しません。
 - (1) 記名人以外の者が使用した場合。
 - (2) 偽造、変造、または不正に作成された「りゅうと定期券」を所持している場合。
 - (3) その他不正乗車的手段として使用した場合。

第38条 (不正使用等に対する旅客運賃及び増運賃の收受等)

1. 第37条の規定に該当する場合は、乗車地からの区間に対する普通旅客運賃と、その倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受します。
2. 前項の規定により旅客運賃・増運賃を受取る場合において、乗車地が判明しない時は始発からの乗車とみなします。

第39条 (再発行)

- 「りゅうと定期券」は以下の場合に再発行します。再発行には記名本人である証明が必要です。なお処理の都合上、再発行は土・日祝日を除く3日後となります。
 1. 紛失あるいは盗難にあった「りゅうと定期券」について、「りゅうと」取扱窓口(委託販売所を除く)に使用停止手続きをされた方に対し再発行します。この際手数料520円とデポジットを別途申し受けます。また使用停止の申込を受け付けたカードはこれを返却できません。
 2. 破損等により利用できなくなった場合は、当該カードを「りゅうと」取扱窓口(委託販売所を除く)に提出することにより、同一券面残額、残乗車ポイントを引き継いで発行します。(旅客に責めがある場合は、手数料210円とデポジットを別途必要です。また旅客に責めがない場合はカード裏面の刻印番号が判読できない場合は再発行できません。)ただし旅客の故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収し新規購入となります。(残額、残乗車ポイントでは引き継ぎません)

第40条 (払戻し)

- 「りゅうと定期券」が不要になった場合は「りゅうと定期券」取扱窓口(委託販売所を除く)にカードを提出することにより、次のように払戻し手続きを申し受けます。
 - (1) 「りゅうと定期券」と「りゅうと」の両方を払戻す場合(解約)「りゅうと定期券」部分の払戻し額とチャージ(入金)残額の合計から手数料520円を差し引いた金額とデポジット(預り金)500円を払戻します。
 - (2) 「りゅうと」定期券のみを払戻す場合「りゅうと定期券」部分の払戻し額から手数料520円を差し引いた金額を払戻します。払戻し後は、チャージ(入金)残額はそのままで、記名式「りゅうと」としてご利用いただけます。いずれの場合もポイント還元額・乗車ポイントは払戻しの対象になりません。

第41条 (当社の免責事項)

- 紛失あるいは盗難にあった「りゅうと定期券」の使用停止措置が完了するまでの間に当該「りゅうと定期券」の払戻しやSFの使用等で生じた損害賠償については、当社は責めを負いません。

- (1) 記名人以外の者が使用した場合。
- (2) 偽造、変造、または不正に作成された「りゅうと乗車券」を所持している場合。
- (3) 破損等により利用できなくなり、旅客に責めがある場合。
- (4) その他不正乗車的手段として使用した場合。

第29条 (不正使用等に対する旅客運賃及び増運賃の收受等)

- 第28条の各号のいずれかに該当する場合は、乗車地からの区間に対する普通旅客運賃と、その倍に相当する額の増運賃とをあわせて受取します。
2. 前項の規定により旅客運賃・増運賃を受取る場合において、乗車地が判明しない時は始発からの乗車と見なします。

第30条 (再発行)

- 「りゅうと乗車券」は以下の場合に再発行します。再発行には記名本人である証明が必要です。また無記名式カードは再発行の対象になりません。なお処理の都合上、再発行は土・日祝日を除く3日後となり、再発行時点の残額・残乗車ポイントにて再発行します。
 1. 紛失あるいは盗難にあった「りゅうと乗車券」について、「りゅうと乗車券」取扱窓口(委託販売所を除く)に使用停止手続きをされた方に対し再発行します。この際手数料210円とデポジットを別途申し受けます。また使用停止の申込を受け付けたカードはこれを返却できません。
 2. 破損等により利用できなくなった場合は、当該カードを「りゅうと乗車券」取扱窓口(委託販売所を除く)に提出することにより、残額、残乗車ポイントを引き継いで発行します。(旅客に責めがある場合は、手数料210円とデポジットが別途必要です。また旅客に責めがない場合でもカード裏面の刻印番号が判読できない場合は再発行できません。)ただし旅客の故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収し新規購入となります。(残額、残乗車ポイントでは引き継ぎません)

第31条 (当社の免責事項)

- 紛失あるいは盗難にあった「りゅうと乗車券」の使用停止措置が完了するまでの間に当該「りゅうと乗車券」の払戻しやSFの使用等で生じた損害賠償については、当社はその責めを負いません。

第32条 (払戻し)

「りゅうと乗車券」が不要になった場合は「りゅうと乗車券」取扱窓口(委託販売所を除く)にカードを提出することにより、当該カードの残額の払戻しを請求することができます。この場合手数料として1枚につき210円を申し受けます。払戻し金額が210円以下の場合はデポジット500円のみを払戻しになります。なおポイント還元額・乗車ポイントは払戻しの対象になりません。

第4章 りゅうと定期券

第33条 (発売)

- 発売時には所定の用紙に必要事項を記入し、「りゅうと定期券」に個人データを記録することに同意の上、発売条件に適用する次の定期券を発売します。ただし県内高速バス路線は対象外です。
 - (1) 学生定期・・・学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所または当社の指定する学校に通学または通園する者に対して発売します。
 - (2) シニア専用定期・・・満65歳以上の旅客に対して発売します。
 - (3) 通勤定期・・・(1)・(2)以外の旅客に対して発売します。

第34条 (効力)

「りゅうと定期券」は、記名人のみ使用を認めます。

第35条 (再印字)

- 「りゅうと定期券」はその券面表示事項が不明となったときは使用することができません。
- 券面表示事項が不明となった「りゅうと定期券」は、取扱窓

別表1 (第4条 りゅーと乗車券の種類)

券種	記名有無	対象	SF有効期限
一般	記名式	中学生以上の方	10年間利用なしの場合失効
一般	無記名式	中学生以上の方	10年間利用なしの場合失効
一般割引	記名式のみ	中学生以上の方で障がい者手帳等、交付を受けている方 介護人は対象外	10年間利用なしの場合失効
子ども	記名式のみ	小学生以下購入時証明書等提示必要	小学校を卒業する年度の3/31まで
子ども割引	記名式のみ	小学生以下の方で障がい者手帳等、交付を受けている方 (購入時証明書等提示必要)介護人は対象外	小学校を卒業する年度の3/31まで

券種	名称	記名有無	対象	SF有効期限
一般	通勤定期	記名式	どなたでもご購入いただけます 1・3・6ヵ月券 障がい者割引あり ----- 【均一フリー】 どなたでもご購入いただけます 1・3・6ヵ月券 障がい者割引あり	10年間利用なしの場合失効
学生	学生定期	記名式	第4章 第33条(1)に該当する学生の方 1・2・3・4・5・6・12ヵ月券 障がい者割引あり(小学生以下の障がい者割引はなし) ----- 【均一フリー】 第4章 第33条(1)に該当する学生の方 1・2・3・4・5・6・12ヵ月券 障がい者割引あり(小学生以下の障がい者割引はなし) ----- 【スクールワイド】 第4章 第33条(1)に該当する学生の方 3・4・5・6・12ヵ月券(月極販売) 購入時、学生証(小学生以下は健康保険証)の提示 小学生以下の割引なし	【中学生以上】 10年間利用なしの場合失効 【小学生以下】 小学校を卒業する年度の3/31まで
一般	シニア専用定期	記名式	【おでかけ65】 満65～69歳の方 6・12ヵ月(月極販売) 購入時証明書等提示必要 ----- 【おでかけ70】 70歳以上の方 6・12ヵ月(月極販売) 購入時証明書等提示必要	10年間利用なしの場合失効

別表2 (第7条 取扱路線) ●下記の路線では「りゅーと乗車券」をご利用いただけません。

都市間高速バス全線	実証実験路線
-----------	--------

別表3 (ボーナスポイント付与額・還元方法)

1ヶ月累計精算運賃	付与ポイント	累計ポイント	ポイント還元方法
2,000円	10P	10P	○毎月1日～月末日までの累計ボーナスポイントを翌月以降の初乗車時または初回チャージ時(車内除く)に1ポイントを1円換算し10円単位でSFに還元します。
4,000円	30P	40P	
6,000円	50P	90P	
8,000円	70P	160P	
10,000円	140P	300P	
～20,000円	(2,000円ごと)100P	400～800P	
～40,000円	(2,000円ごと)200P	1,000P～2,800P	

2. 前項にかかわらず、「デポジット(預り金)」の額を変更する場合があります。

3. 「りゅーと乗車券」を返却したときは第13条、第28条、第37条に定める場合を除き当社はお預かりしている「デポジット(預り金)」を返却します。

4. 「デポジット(預り金)」は旅客運賃等に充当することはできません。

5. 当社は一定条件の下で「デポジット(預り金)」を免除することがあります。

第14条 (りゅーと乗車券の失効)

1. カードの交換、SFの使用、SFのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として10年間これらの取扱いが行われない場合には当該「りゅーと乗車券」は失効します。

2. 前項の規定にかかわらず、遺失物となった「りゅーと乗車券」が遺失物法(平成18年法律第73号)第7条第1項の規定による公告がされ、同条第4項に規定する公告の期間が経過した場合は、当該りゅーと乗車券は失効します。

3. 第1項及び第2項により失効した「りゅーと乗車券」の「SF」及び「デポジット(預り金)」の返却を請求することはできません。

第15条 (利用履歴の確認)

1. 「りゅーと乗車券」の「利用履歴」は取扱窓口(委託販売所を除く)と当社が認めた一部窓口で確認することができます。なお直近の20件のみ利用履歴が確認できます。(チャージ機においては直近10件)

2. 履歴の確認内容は利用日・乗降時間・乗降停留所・利用金額・チャージ額・ポイント還元額・ポイント残数・SF残額です。(チャージ機においては利用日・利用金額・チャージ額・SF残額)

第16条 (再印字)

1. 「りゅーと乗車券」はその券面表示事項が不明となったときは使用することができません。

2. 券面表示事項が不明となった「りゅーと乗車券」は、取扱窓口(委託販売所を除く)で券面表示事項の再印字を請求することができます。(ただしカード裏面の刻印番号は再印字できません。)

第17条 (機器類の故障時)

万が一機器類(乗車R/W、精算R/Wなど)が故障した場合は乗車区間の運賃は「りゅーと乗車券」以外でお支払いいただけます。その場合、「りゅーと乗車券」に係るポイント、割引等は適用となりません。

第3章 りゅーと乗車券

第18条 (発売額)

1. 「りゅーと乗車券」の発売額は2,000円(デポジット500円を含む)とします。

2. 前項にかかわらず、発売額を変更することがあります。

第19条 (有効期限)

1. 「子どもカード」にはカード利用の有効期限があります。

2. 有効期限は「別表1」に定めるものとします。

第20条 (運賃の減算)

1. 「りゅーと乗車券」を利用される場合には、精算時に当該乗車区間の普通旅客運賃相当額を減算します。なお「子どもカード」の場合は適用される割引後の額を減算します。

2. 「りゅーと乗車券」の残額が運賃額に対し不足の場合は「りゅーと乗車券」に「チャージ(入金)」されるか現金等でお支払いください。

第21条 (ボーナスポイントの付与及び有効期限)

1. 精算累計金額に応じて「ボーナスポイント」を付与します。ただし県内高速バス路線精算運賃は対象外とします。

2. 適用する付与ポイント・還元方法は「別表3」に定めたとおりとします。なお付与ポイントは変更する場合があります。

3. 「ボーナスポイント」の有効期限は最終利用日から1年間とします。ただし第28条により無効となった場合及びカード払戻し時に残っている乗車ポイントは無効とします。

第22条 (運賃の減算順序)

運賃の減算順序はSFのうちポイント還元分を優先的に減算します。

第23条 (のり割30)

1. 精算後、30分以内の乗り継ぎで、乗り継いだバスの運賃から50円を割引して減額します。一般割引カード、子どもカードは30円、子ども割引カードは20円の割引を適用します。県内高速バス路線、新潟市観光循環バス、住民バス、一部の区バス、深夜バスとの乗り継ぎは割引対象外とします。一部特別割引を適用する区間との乗り継ぎは割引対象外とする場合があります。

2. 定期券区間ご利用の場合はサービス対象外です。

3. バスの遅れ等で30分を超えた場合は割引対象になりません。

4. R/Wに正しくタッチしないと割引対象になりません。

5. 1枚の「りゅーと乗車券」について、複数人での割引適用はできません

6. 「のり割30」と「まち割60」の割引は併用しません。「まち割60」を優先します。

第24条 (まち割60)

1. 下記の条件を満たす時に、乗り継いだ2乗車目の運賃から割引して減額します。

(1) 1乗車目の乗車停留所と2乗車目の降車停留所が、両方とも指定系統の割引対象停留所であるとき

(2) 1乗車目の降車停留所と2乗車目の乗車停留所が、両方とも指定の乗り継ぎ対象停留所であるとき

(3) 1乗車目の降車時間と2乗車目の乗車時間が60分以内であるとき

一部特別割引を適用する区間は割引対象外とする場合があります。

2. 定期券区間ご利用の場合は対象外です。

3. バスの遅れ等で60分を超えた場合は割引対象になりません。

4. 乗車R/Wに正しくタッチしないと割引対象になりません。

5. 1枚の「りゅーと乗車券」について、複数人での割引適用はできません

6. 「のり割30」と「まち割60」の割引は併用しません。「まち割60」を優先します。

第25条 (チャージ)

1. 「りゅーと乗車券」はバス車内運賃箱、チャージ機、「りゅーと乗車券」取扱窓口(委託販売所を除く)でチャージ(入金)することができます。

2. 「りゅーと乗車券」にはSF残額20,000円(乗車ポイント還元額含む)を上限として1,000円単位で任意にチャージ(入金)することができます。(ただしバス車内はSF残額10,000円以下の場合に千円札のみ3枚までチャージできます)

第26条 (残高の確認)

「りゅーと乗車券」のSF残高は乗車R/W、精算R/W、チャージ機、「りゅーと乗車券」取扱窓口(委託販売所を除く)と当社が認めた一部窓口により確認ができます。

第27条 (効力)

1. 「りゅーと乗車券」は片道1回の乗車に限り有効なものとします。

2. 途中下車の取扱はいたしません。

第28条 (無効となる場合等)

「りゅーと乗車券」は次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。預っているデポジット(預り金)は返却しません。